第１章　保幼小連携について

１　接続期における教育・保育の重要性

生まれた時から、日々育ちや学びを積み重ねている子どもたち。家庭から保育所・幼稚園・認定こども園へ、そして、小学校、中学校・・・へと。学ぶ場は変わっても、その発達や学びは連続しており、その連続性を保障することは極めて重要です。それは、この予測困難な時代にあって、未来の創り手となる子どもたちを育む上では尚更のことです。

遊びを通して総合的に学ぶ幼児期の教育（保育所、幼稚園、認定こども園における教育）と、教科等の学習が中心となる児童期の教育（小学校における教育）では、学び方にも大きな違いがあります。幼児期の学びを生かし、接続を円滑なものとするためには、互いの保育・教育のよさや違いを理解した上で、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が連携しながら、接続期におけるカリキュラムを作成し、実践していくことが必要となります。

そのような中、平成２７年４月からスタートした“安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現”を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、本市では、平成２７年３月に「宮崎市子ども・子育てプラン」を策定しました。その推進施策の１つとして、保幼小連携の推進を掲げ、住吉南小学校区と清武小学校区の２つのモデル地区を中心とした保幼小連携の推進に取り組んできました。

本市の保幼小連携の現状としては、保幼小での情報交換の機会や幼児と児童の交流は増えてきていますが、相互の教育及び保育への理解度や取組内容には差が見られ、接続期におけるカリキュラムの作成は進んでいません。また、小学校１年生の教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けず授業が成立しない（いわゆる「小１プロブレム」）等の課題を感じている小学校もあります。

平成２９年３月に同時改訂された保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、及び小学校学習指導要領では、学校段階等間の接続が一層強調されており、その中で共通して示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を保育所・幼稚園等と小学校の教員が共有しながら、教育課程の編成上の工夫や配慮を行うことが明記されています。このことからも、保幼小の接続の一層の強化が図られることが大変期待されていることがわかります。

２　幼児期の教育と小学校教育の特徴や違い

幼児期の遊びや生活の中で、楽しいことに集中したり遊び方を工夫したりするなどして「学びの芽生え」が育まれていきます。この学びの芽生えが、小学校では教科の中で自分なりの課題をみつけ、計画的に学ぶ「自覚的な学び」へとつながっていきます。また、幼児期と児童期における教育は、それぞれの発達段階を踏まえた教育を行うことが重要であり、一方が他方にあわせるものではないということに注意する必要があります。

▼幼児期の教育と小学校教育の特徴や違い

★　子どもは幼児期にたっぷりと学んできています。

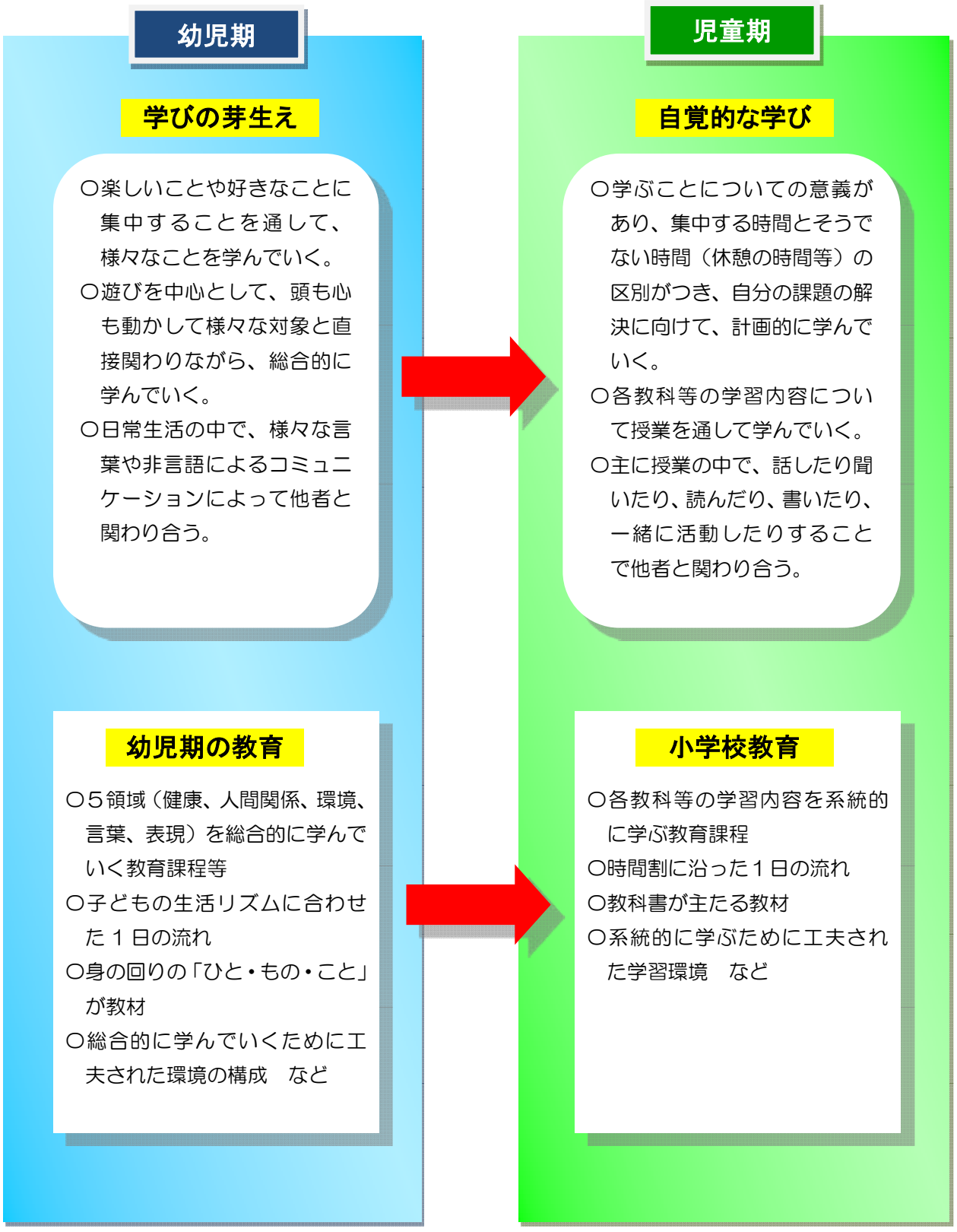

3　幼児期の教育において育みたい資質･能力

平成２９年３月に同時改訂された保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、満３歳以上のねらい及び内容について一層の整合性が図られ、横のつながりが深まりました。また、保育所、幼稚園、認定こども園において育みたい資質・能力を次の３つの柱に整理し、小・中・高の教育への縦の接続を図りました。なお、この資質・能力は、個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育んでいくことが大切です。

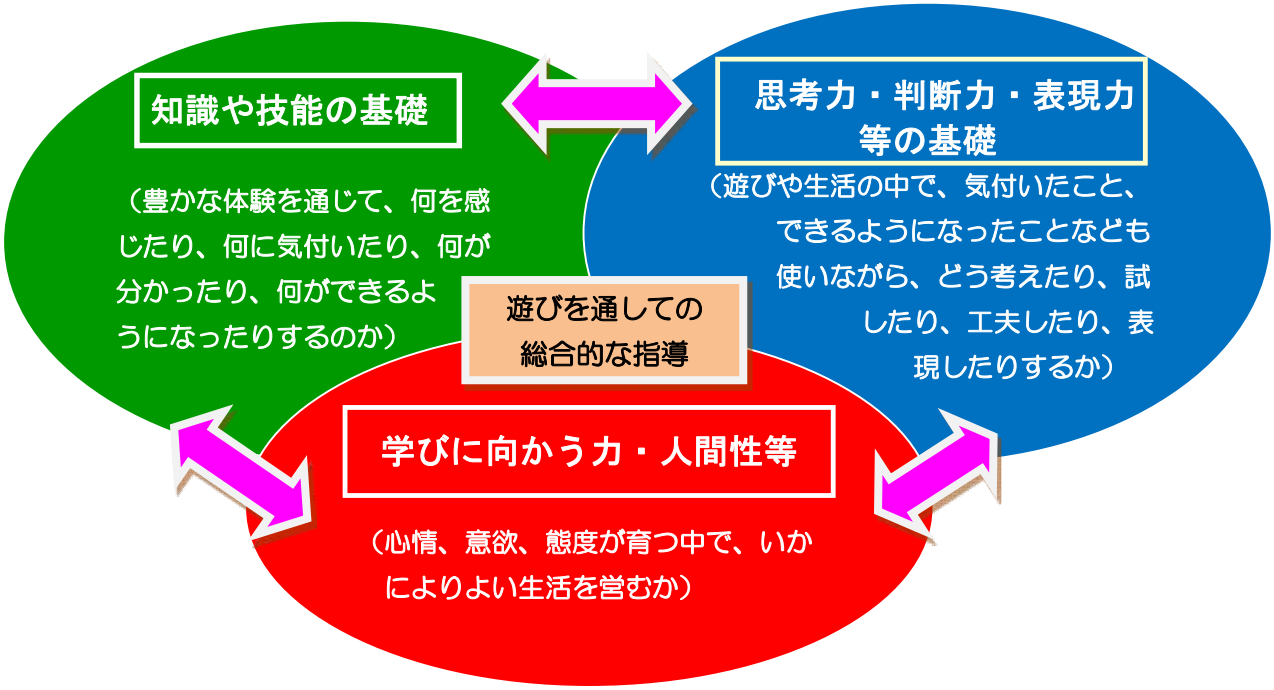

4　幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

幼児期から児童期への円滑な連続性を図るためには、幼児期にどのように育ってきたのか、そして児童期以降にどのように育っていくのかを相互に理解し共有することが重要です。

保育所保育指針や小学校学習指導要領等において、今回示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、５領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して、資質・能力が育まれている幼児の具体的な１０の姿であり、教師等が指導を行う際に考慮するものです。

また、この１０の姿は、到達目標ではなく、育っていく方向性を示したものであり、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校の教職員が、５歳児修了時の姿を共有化することで、接続の一層の強化が図られることが期待されています。

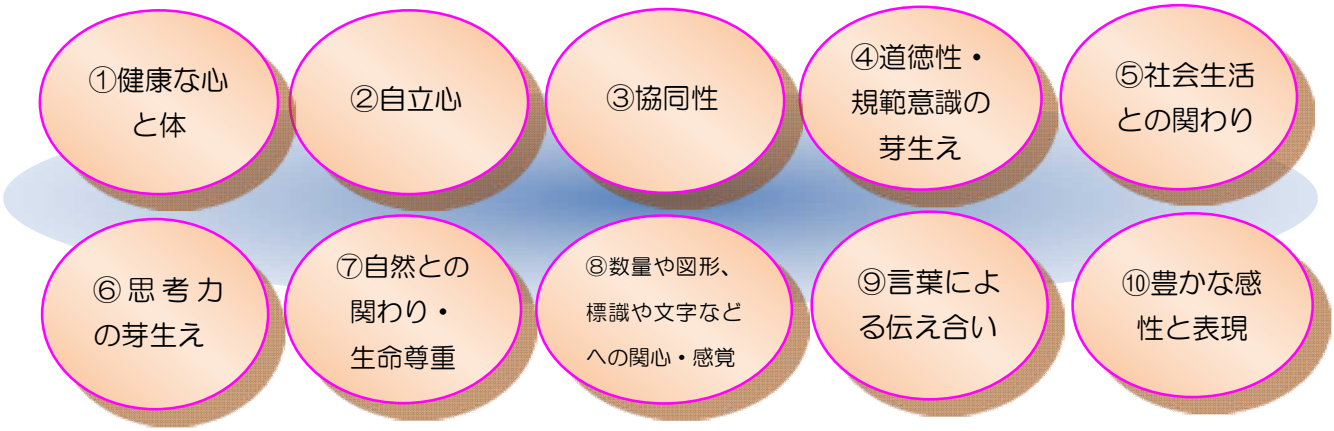

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿		
①	健康な心と体	保育所、幼稚園等の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
②	自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
③	協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
④	道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
⑤	社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所・幼稚園等内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
⑥	思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
⑦	自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。
⑧	数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
⑨	言葉による伝え合い	先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
⑩	豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

参考資料

― 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性を記載 ―

※下線部　主な改訂箇所

保育所保育指針

平成 29 年 3 月 31 日告示

第2章　保育の内容

4　保育の実施に関して留意すべき事項

(2) 小学校との連携

ア　保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基盤を培うようにすること。

イ　保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。

ウ　子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

幼稚園教育要領

平成 29 年 3 月 31 日告示

第1章　総則

第3　教育課程の役割と編成等

5　小学校教育との接続に当たっての留意事項

(1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

(2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

平成 29 年 3 月 31 日告示

第2章　保育の内容

4　保育の実施に関して留意すべき事項

(5) 小学校教育との接続に当たっての留意事項

ア　幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基盤を培うようにするものとする。

イ　幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

小学校学習指導要領

平成 29 年 3 月 31 日告示

第1章　総則

第2　教育課程の役割と編成等

4　学校段階等間の接続　※今回の改訂により新設

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

（1）幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学校以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

第2章　各教科　第5節　生活

第3　指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

（4）他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※　生活科以外にも国語、算数、音楽、図画工作、体育、特別活動においても上記と同様の記載がされている。